

議案第百五号

港区児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
例

右の議案を提出する。

令和七年十一月二十七日

提出者 港区長 清 家 愛

港区児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
例

港区児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和二年港区条例第五十一号）の一部を次のように改正する。

第十二条中「第三十三条の十各号」を「第三十三条の十第一項各号」に改める。

第十六条第二項中「掲げる健康診断が」を「掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和四十年法律第四百十一号）第十二条又は第十三条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）が」に、「当該健康診断」を「当該健康診断等」に、「健康診断の結果」を「健康診断等の結果」に改め、同項の表に次のように

加える。

乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）に対する健康診査	乳幼児の入所時の健康診断、定期健康診断又は臨時の健康診断
-----------------------------	------------------------------

第二十六条第一号中「乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）を「乳幼児」に改める。

第二十七条第三項中「、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者」を削る。

第二十八条第一項第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）第五条の二の八に規定することども家庭ソーシャルワーカー（以下「こども家庭ソーシャルワーカー」という。）の資格を有する者

第三十六条第一項第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第三十七条中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第五十三条第二項中「、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者」を削る。

第五十四条第一項第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第

三号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第五十五条中第十号を第十一号とし、第四号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第八十条第四項中「、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者」を削る。

第八十一条第一項第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第八十七条第二項中「、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者」を削る。

第八十八条第一項中「第三号」を「第四号」に改め、同項第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第八十九条中第五号を第七号とし、第四号を第六号とし、第三号を第五号とし、第二号の次に次の二号を加える。

三 精神保健福祉士の資格を有する者

四 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第九十条中第三号を第五号とし、第二号の次に次の二号を加える。

三 精神保健福祉士の資格を有する者

四 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第百条第二項第二号中「（昭和二十三年厚生省令第十一号）」を削る。

付 則

この条例は、令和八年三月一日から施行する。ただし、第十二条、第十六条第二項及び第二十六条第一号の改正規定は、公布の日から施行する。

（説 明）

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び一時保護施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令（令和七年内閣府令第九十二号）等の施行による児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）の一部改正を踏まえ、児童福祉施設の職員の資格要件等を変更するため、本案を提出いたします。